

2025 年 9 月 25 日

2026 特別シーズンクラブライセンス判定結果発表および説明会発言録

2025 年 9 月 25 日(木) 16:00～

Jリーグ会議室および Web ミーティングシステムにて実施

■クラブライセンス判定結果発表および説明会

登壇： 経営基盤本部 本部長 大城 亨太

司会： 広報部長 江崎 康子

【司会(江崎広報部長)より説明】

続いて、クラブライセンス判定結果発表および説明会を行います。

経営基盤本部 大城本部長より詳細をご説明いたします。

【大城本部長より説明】

本日、クラブライセンス交付第一審機関(FIB)決定による 2026 特別シーズンJ1・J2クラブライセンス判定の概要についてご説明いたします。

<https://aboutj.league.jp/corporate/pressrelease/article/15680>

1. 2026 シーズンJ1・J2ライセンス判定結果について

2026 特別シーズン(2026 年 1 月から同年 6 月に特別シーズンとして設定する期間)のJ1・J2クラブライセンスについてご説明いたします。

主なトピックス



- (1) **49クラブ**に J 1 クラブライセンスを交付
10クラブに J 2 クラブライセンスを交付
FC今治が新たに J 1 クラブライセンスを取得
栃木シティが新たに J 2 クラブライセンスを取得
高知ユナイテッドSCは J 2 クラブライセンス不交付

- (2) 施設基準の例外適用申請クラブは、13クラブ

J 1 クラブライセンス：いわき・水戸・金沢・藤枝・鹿児島・琉球
J 2 クラブライセンス：八戸・福島・栃木C・相模原・沼津・奈良・宮崎

1 - 1. 今回の決定で交付されるクラブライセンス



J 1・J 2クラブライセンスはクラブライセンス交付第一審機関(F I B)によって判定が行われる。
今回交付されるクラブライセンスは J 1・J 2クラブライセンスのみとなり、J 1・J 2クラブライセンス基準のうち「A 等級」に指定されている基準を全て充足していると判定されれば交付となる。

ライセンス	内容	判定機関
A F C クラブライセンス	A F C クラブライセンス (A C L 参加資格)	クラブライセンス交付第一審機関 (F I B)
J 1 クラブライセンス	国内ライセンス	クラブライセンス交付第一審機関 (F I B)
J 2 クラブライセンス	国内ライセンス	クラブライセンス交付第一審機関 (F I B) ※2024シーズンまではJリーグ理事会
J 3 クラブライセンス	国内ライセンス	Jリーグ理事会

- ◆ J 1・J 2クラブライセンスが不交付となった場合は、J 3クラブライセンスの判定がJリーグ理事会にて行われる
- ◆ 2025/26シーズンのA C Lに出場するためのA F Cクラブライセンスは、2025年5月に交付済

JLEAGUE

4

現在、Jリーグのカレンダーと AFC チャンピオンズリーグエリート(ACL エリート)、AFC チャンピオンズリーグ2(ACL2)のカレンダーがずれていることもあり、J1、J2、J3のそれぞれのクラブライセンスと別に AFC のクラブライセンスの判定も行っており、全部で 4 つのクラブライセンスを運用していることになります。25/26 シーズンの ACL エリート、ACL2 に出場するためのクラブライセンスは、今年 5 月に交付済みです。今回、2026 特別シーズンのJ1クラブライセンス、J2クラブライセンスにつき判定を行いました。また、本日の理事会でJ3のクラブライセンスについても判定結果が出ました。

1 - 2. 決定を行う機関



(1) クラブライセンス交付第一審機関 (F I B)

- ◆ クラブから提出された申請書類に基づき、J 1・J 2クラブライセンスの
審査および決定を行う Jリーグとは独立した第三者機関
- ◆ 構成員は4名（弁護士2名、公認会計士2名）

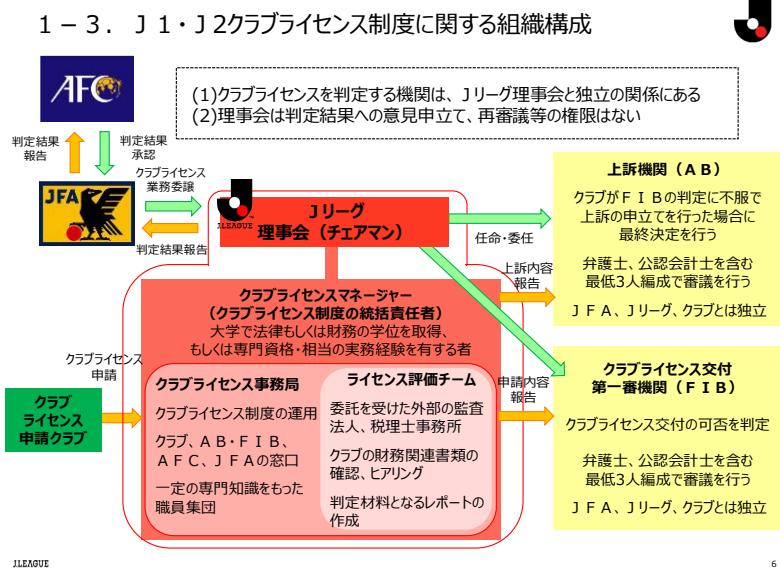
(2) クラブライセンス交付上訴機関 (A B)

- ◆ 上訴権者が F I B の決定に対して不服があり上訴を行った場合に、F I B の決定について審査を行い、F I B の決定を支持するまたは新たな決定を行う機関
- ◆ F I B 同様に Jリーグとは独立した第三者機関
- ◆ 構成員は3名（弁護士2名、公認会計士1名）
- ◆ クラブが上訴を行える（上訴権者となる）のは以下のいずれかの場合
 - ・ クラブライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合
 - ・ 制裁付きでクラブライセンスの交付を受けた場合
 - ・ クラブライセンスの取消しの決定を受けた場合

JLEAGUE

5

クラブライセンス交付第一審機関(FIB)は、構成員は4名で弁護士2名、公認会計士2名で、Jリーグとは独立した第三者機関で判定を行っています。上訴が行われた場合に備えて、クラブライセンス交付上訴機関(AB)も整備されています。構成員は3名で弁護士2名、公認会計士1名となります。



クラブライセンス制度に関する組織構成です。AFC から各国のサッカー協会、JFA に制度の運用が求められます。アジアの国によっては、サッカー協会がクラブライセンスを運用している国もありますが、日本ではこの業務がJリーグに委譲され、Jリーグの中で運用されています。

FIB が判定機関、AB が上訴期間になります。Jリーグの理事会で任命は行いますが、判定結果、判定のプロセスについては完全に独立した形で運営が行われています。

申請クラブから上がってきたものを、クラブライセンス事務局で整理し、判定は FIB で行います。

1-4. 決定までの主なスケジュール

日程	内 容
【2024年】 12月31日～ 4月1日	クラブが2024年度決算着地見込および2025年度予算を提出[決算日期限] (※1)
【2025年】 1月22日	クラブライセンス事務局がクラブに対し、2026特別シーズンのクラブライセンス申請要領通知
4月1日～ 6月30日	クラブが2024年度の決算書・税務申告書など財務関係書類を提出[決算日から90日以内] (※1)
6月30日	クラブライセンス申請書類すべての提出期限
5月9日～ 8月31日	クラブライセンス事務局・評価チームによるヒアリング調査 ・今期は31クラブに実施 ・経営上の課題等があると判断されるクラブについては、その確認と洗い出しを行う ・一部のクラブに対し、F I B が直接ヒアリングを実施
9月4日～ 9月19日	F I B による判定会議
9月25日	クラブライセンス判定の決定内容発表

F I B および A B とクラブライセンス事務局は定期的に会議を実施し、申請書類の内容の精査、確認事項の洗い出しを行っている。

※1: クラブの決算月は12月、1月、3月のいずれかのため、クラブにより期限が異なる

決定までの主なスケジュールです。財務状況を適宜決算日に応じてご提出いただいた後、申請書類一式としては 6 月末にご提出いただきます。9 月に判定会議を行います、その間クラブライセンス事務局により現地のヒアリングなど行います。

2－1. J 1 クラブライセンス判定結果



J 1 クラブライセンス判定結果

判定結果	クラブ数	備考
J 1 クラブライセンス交付	49	札幌・仙台・秋田・山形・いわき・鹿島・水戸・ 栃木SC・群馬・浦和・大宮・千葉・柏・FC東京・ 東京V・町田・川崎F・横浜FM・横浜FC・ 湘南・甲府・松本・新潟・富山・金沢・清水・ 磐田・藤枝・名古屋・岐阜・京都・G大阪・ C大阪・神戸・岡山・広島・山口・讃岐・徳島・ 愛媛・今治・福岡・北九州・鳥栖・長崎・熊本・ 大分・鹿児島・琉球 ・今治が新たに J 1 クラブライセンスを取得 ・施設基準の例外適用申請クラブは、 いわき・水戸・金沢・藤枝・鹿児島・琉球
J 1 クラブライセンス不交付	0	該当クラブなし

J1クラブライセンスは交付49クラブ、不交付0クラブとなりました。J2クラブライセンスにつきまし
ては、高知が「選手の育成体制」が未充足という判断で不交付となりました。

2－2. J 2 クラブライセンス判定結果



J 2 クラブライセンス判定結果

判定結果	クラブ数	備考
J 2 クラブライセンス交付	10	八戸・福島・栃木C・相模原・長野・沼津・ FC大阪・奈良・鳥取・宮崎 ・栃木Cが新たに J 2 クラブライセンスを取得 ・施設基準の例外適用申請クラブは、 八戸・福島・栃木C・相模原・沼津・奈良・宮崎
J 2 クラブライセンス不交付	1	高知 (S.02「選手の育成体制(アカデミーチーム)」が未充足)

2-3. B等級基準の未充足による制裁



(1) B等級基準とは

- ◆ J1・J2クラブライセンス交付規則では、内容の重要性に応じて、基準をA・B・Cの3つの等級に区分している。
- ◆ A等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されない。
- ◆ **B等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されるものの、クラブライセンス交付と同時に制裁を科され得る。**
(J1・J2クラブライセンス交付規則 第7条、第8条)

(2) 施設に関するB等級基準の例

- ◆ 衛生施設 (J1・J2クラブライセンス交付規則 第33条 I.08)
スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5室、男性用小便器8基を備えなければならない。
- ◆ 屋根 (J1・J2クラブライセンス交付規則 第33条 I.09)
スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。

※ 以上は例示であり、B等級の基準は他にもある。

JLEAGUE

11

J1・J2クラブライセンス交付規則では、基準をA・B・Cの3つの等級に区分しており、必須であるA等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されません。C等級に関しては望ましい項目として整理されており、判定に影響を与えるものではありません。その間のB等級は、基準を充足していなくてもクラブライセンスは交付されるものの、クラブライセンス交付と同時に制裁を科される基準になっています。

B等級につきましては、例年ご報告しているとおり、トイレの割合および屋根のカバー率が主な基準になっています。

2-3. B等級基準の未充足による制裁



(3) 制裁内容

- ◆ **トイレの数の不足のみが制裁対象の場合 (該当なし)**
 - ・ 対象クラブ名の公表
 - ・ トイレ洋式化の計画もしくは構想の提出 [期限：2025年11月末]
- ◆ **屋根のカバー率の不足のみが制裁対象の場合 (24クラブ)**
 - ・ 対象クラブ名の公表
 - ・ 屋根のカバー率不足への改善策もしくは構想の提出 [期限：2025年11月末]
- ◆ **トイレの数、屋根のカバー率の不足がいずれも制裁対象の場合 (1クラブ)**
 - ・ 対象クラブ名の公表
 - ・ スタジアム環境の抜本的な改善に向けた以下の計画および報告の提出
 - ① 2025年7月から2025年11月までの活動報告 [期限：2025年11月末]
 - ② 2026年活動計画 [期限：2025年11月末]
 - ③ 2025年12月から2026年6月までの活動報告 [期限：2026年6月末]
 - ・ 活動報告および活動計画に関連し、クラブライセンス事務局が個別文書を発信する可能性あり

JLEAGUE

12

施設に関するB等級基準が未充足の場合の制裁内容ですが、屋根のカバー率の不足していた場合は、対象クラブ名の公表および改善策の提出、トイレの数、屋根のカバー率両方が不足している場合は、対象クラブ名の公表およびスタジアム環境の抜本的な改善に向けた細かい状況確認を行います。

2-3. B等級基準の未充足による制裁



(4) スタジアムに関するB等級基準の充足状況

		クラブ数	クラブ名
制裁なし	基準充足（屋根・トイレ）	33	札幌・仙台・鹿島・水戸・栃木SC・浦和・千葉・FC東京・東京V・町田・川崎F・横浜FM・長野・新潟・金沢・藤枝・沼津・名古屋・岐阜・京都・G大阪・C大阪・神戸・広島・山口・徳島・今治・福岡・北九州・鳥栖・長崎・熊本・大分
	制裁免除（スタジアム新設・改修）	1	山形
制裁あり	制裁（トイレのみ不足）	0	該当クラブなし
	制裁（屋根のみ不足）	24	八戸・福島・いわき・栃木C・群馬・大宮・柏・横浜FC・湘南・相模原・甲府・松本・富山・清水・磐田・FC大阪・奈良・鳥取・岡山・讃岐・愛媛・宮崎・鹿児島・琉球
	制裁（トイレ・屋根ともに不足）	1	秋田

◆下線クラブは60%ルールによりトイレ制裁免除。2013年申請[2014シーズン]以降、トイレの数について基準未充足であっても判定の計算根拠となる観客席の数を「満員」から「60%入場」を母数として判定した場合に基準を充足していれば、制裁を免除している（60%ルール）
◆スタジアムの新設または大規模改修工事が、着工もしくは首長または事業責任者より発表されているクラブについても制裁を免除している

今回対象となったのは、屋根の制裁は 24 クラブ、トイレ・屋根ともに制裁は秋田の 1 クラブです。

2-3. B等級基準の未充足による制裁



(5) 人事体制・組織運営基準におけるB等級基準

- ◆リーガルアドバイザー（法律顧問）の任命
- ◆資格要件を満たすテクニカルダイレクター、トップチームのゴールキーパーコーチ、トップチームのフィットネスコーチを配置（J2ライセンスにおいては不在でもよい）

(6) 本年度の判定における対応

- ◆テクニカルダイレクター、トップチームのゴールキーパーコーチ、トップチームのフィットネスコーチについては、AFC基準の改定に伴いB等級基準となったが、Jリーグとして基準に充足する者の配置を強く推奨するには至っていないため、昨年度に引き続き本年度のJ1クラブライセンスの判定においても、未充足であっても制裁を科さない対応となった
 - ・テクニカルダイレクターについては、GM、強化部長といった役職の方が想定されるが、リーグとしてライセンス保有者を推奨してきたことはなく、現状資格保有者でないケースも多い
 - ・ゴールキーパーコーチおよびフィットネスコーチについては、専門のライセンスを取得する必要があるが、改定を受けて短期で取得することは極めて困難

人事体制・組織運営基準においてもB等級基準がいくつかございます。リーガルアドバイザー、テクニカルダイレクター、トップチームのゴールキーパーコーチ、トップチームのフィットネスコーチの4つの役職です。3年前にAFCがC等級であったこれらをB等級に引き上げました。しかしながら、リーガルアドバイザー以外の3つの役職については、リーグとして基準に充足する者の配置を強く推奨していなかったため、混乱を避けるため、未充足であっても制裁を科さない判断を審査員の皆様にしていただいています。

具体的には、テクニカルダイレクターについては、GM、強化部長といった役職の方が想定されますが、指導者ライセンスを持たなくても立派に役職を務めている方が多いことから制裁を科さない形としています。ゴールキーパーコーチおよびフィットネスコーチについては、AFCが求めている専門のライセンスを短期的に取得することが困難なため、こちらについても制裁を科さない対応をここ数年続けています。しかしながら、AFCライセンスにおいては制裁を科さないことが認められていないため、将来的には制裁を科すという対応に切り替えるということについて意見交換をJFAと行っています。今年は制裁を科さないという形になっています。

2-4. 施設基準判定結果概要



(1) 2025シーズン J1クラブ

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム	トレーニング施設	スタジアム	
	入場可能数		屋根	トイレ
鹿島	◎	◎	◎	◎
浦和	◎	◎	◎	◎
柏	◎	◎	×	◎
FC東京	◎	◎	◎	◎
東京V	◎	◎	◎	◎
町田	◎	◎	◎	◎
川崎F	◎	◎	◎	◎
横浜FM	◎	◎	◎	◎
横浜FC	◎	◎	×	◎
湘南	◎	◎	×	◎

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム	トレーニング施設	スタジアム	
	入場可能数		屋根	トイレ
新潟	◎	◎	◎	◎
清水	◎	◎	×	◎
名古屋	◎	◎	◎	◎
京都	◎	◎	◎	◎
G大阪	◎	◎	◎	◎
C大阪	◎	◎	◎	◎
神戸	◎	◎	◎	◎
岡山	◎	◎	×	○
広島	◎	◎	◎	◎
福岡	◎	◎	◎	◎

【凡例】	◎ : 15,000人以上 (入場可能数)	△ : 10,000人以上15,000人未満 (入場可能数)
	◎ : J1基準充足 (トレーニング施設)	△ : J1基準未充足 (トレーニング施設)
	◎ : 基準充足 (屋根・トイレ)	×
	○ : 未充足であるが60%ルールにより制裁免除 (トイレ)	× : 未充足のため制裁対象 (屋根・トイレ)
		赤字 : 新設・改修等により基準を充足・クリア

施設基準の判定結果の概要です。赤い枠がスタジアムとトレーニング施設がJ1基準かどうか、青の枠がスタジアムの施設基準B等級を充足しているかどうかについての表です。J1・J2・J3クラブそれぞれの状況を記載しています。J1についてはB等級以外基本を充足していますが、J2は一部例外規定を申請してJ1ライセンスを取得しているクラブもあります。

例外規定は、現在はJ1基準のスタジアムやトレーニング施設がなくても、J1に昇格した時点で整えていただくとお約束いただくことになっています。

2-4. 施設基準判定結果概要

(2) 2025シーズン J2クラブ

例外適用を申請しJ1ライセンスを取得したクラブ

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根 トイレ	
札幌	◎	◎	◎	◎
仙台	◎	◎	◎	◎
秋田	※1 ◎	◎	×	×
山形	◎	◎	制裁免除	制裁免除
いわき	※1 ×	△	×	◎
水戸	△	◎	◎	◎
大宮	◎	◎	×	◎
千葉	◎	◎	◎	◎
甲府	◎	◎	×	○
富山	◎	◎	×	○

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根 トイレ	
磐田	◎	◎	×	◎
藤枝	△	△	◎	◎
山口	◎	◎	◎	○
徳島	◎	◎	◎	◎
愛媛	◎	◎	×	◎
今治	○	◎	◎	◎
鳥栖	◎	◎	◎	◎
長崎	◎	◎	◎	◎
熊本	◎	◎	◎	○
大分	◎	◎	◎	◎

※1 【秋田】【いわき】新スタジアム整備に関する特記事項あり

【凡例】	◎ : 15,000人以上（入場可能数） : J1基準充足（トレーニング施設） : 基準充足（屋根・トイレ） ○ : 入場可能数緩和要件を充足（入場可能数） : 未充足であるが60%ルールにより制裁免除（トイレ）	△ : 10,000人以上15,000人未満（入場可能数） : J1基準未充足（トレーニング施設） × : 5,000人以上10,000人未満（入場可能数） : 未充足のため制裁対象（屋根・トイレ） 赤字 : 新設・改修等により基準を充足・クリア
------	--	---

JLEAGUE

16

2-4. 施設基準判定結果概要

(3) 2025シーズン J3クラブ

例外適用を申請しJ1クラブライセンス、
またはJ2クラブライセンスを取得したクラブ
J2クラブライセンスを取得したクラブ

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根 トイレ	
八戸	×	△	×	◎
福島	×	△	×	◎
栃木SC	◎	◎	◎	◎
栃木C	×	△	×	◎
群馬	◎	◎	×	◎
相模原	※1 ×	△	×	◎
松本	◎	◎	×	○
長野	◎	△	◎	◎
金沢	△	◎	◎	◎
沼津	×	△	◎	◎

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根 トイレ	
岐阜	◎	◎	◎	○
FC大阪	◎	△	×	○
奈良	×	△	×	◎
鳥取	△	◎	×	○
讃岐	◎	◎	×	○
※2 高知	◎	△	×	○
北九州	◎	◎	◎	◎
宮崎	×	△	×	◎
鹿児島	※1 △	◎	×	◎
琉球	※1 △	◎	×	◎

※1 【相模原】【鹿児島】【琉球】新スタジアム整備に関する特記事項あり

※2 【高知】施設基準以外に未充足事項があり、J2ライセンス不交付

【凡例】	◎ : 15,000人以上（入場可能数） : J1基準充足（トレーニング施設） : 基準充足（屋根・トイレ） ○ : 未充足であるが60%ルールにより制裁免除（トイレ）	△ : 10,000人以上15,000人未満（入場可能数） : J1基準未充足（トレーニング施設） × : 5,000人以上10,000人未満（入場可能数） : 未充足のため制裁対象（屋根・トイレ） 赤字 : 新設・改修等により基準を充足・クリア
------	---	---

JLEAGUE

17

J3クラブについては、J1ライセンス取得しているクラブと、J2ライセンスを取得しているクラブに分かれていますので、J2ライセンスのみのクラブには黄色をつけています。青色については、同様に例外規定を用いてライセンスを取得したクラブです。

2-5. 主な施設の改善状況



当年度の施設整備の進捗について

【モンテディオ山形】

- ・「山形を繋ぐ」新スタジアムプロジェクトが進捗中
- ・山形県総合運動公園に隣接する駐車場に建設予定
- ・入場可能数は、約15,000人（約20,000人まで拡張の計画あり）



JLEAGUE

©MFP

18

主な施設の改善状況です。モンテディオ山形が、山形県総合運動公園内に 15000 人規模の新スタジアムの建設計画を進めています。基本計画も進んでいますので、モンテディオ山形については、既存のスタジアムに対する制裁が免除されています。

2-6. 特記事項



（１）特記事項とは

クラブライセンスの判定結果に直接は関係ないが、クラブに注意喚起を行っておくべき事項を通知するもの

（２）特記事項の内容

	クラブ数	備考
財務	13	札幌・秋田・湘南・金沢・讃岐・福岡・北九州・鳥栖・長崎 相模原・長野・奈良・鳥取 （Ｊリーグが予算進捗・編成等について随時ヒアリングを行う）
スタジアム	5	秋田・いわき・鹿児島・琉球・相模原 （Ｊリーグが新スタジアム整備に向けた進捗状況について随時ヒアリングを行う）
制裁免除 （トイレ60％ルール）	10	甲府・松本・富山・岐阜・岡山・山口・讃岐・熊本・FC大阪・鳥取
制裁免除 （スタジアム新設・改修）	1	山形
制裁免除 （人事体制）	42	札幌・仙台・秋田・山形・いわき・鹿児島・水戸・栃木SC・群馬・浦和・大宮・ 千葉・柏・東京V・川崎F・横浜FC・湘南・甲府・松本・新潟・富山・金沢・ 清水・藤枝・名古屋・岐阜・京都・G大阪・C大阪・岡山・広島・山口・讃岐・ 徳島・愛媛・今治・福岡・北九州・鳥栖・熊本・鹿児島・琉球
施設基準例外適用 （猶予期間）	13	いわき・水戸・金沢・藤枝・鹿児島・琉球 八戸・福島・栃木C・相模原・沼津・奈良・宮崎

JLEAGUE

19

特記事項を付されたクラブについてご説明いたします。判定結果に直接関係はございませんが、クラブに注意喚起を行っておくべき事項についてまとめています。これは、審査員から各クラブに対して通知している「決定書」に記載している特記事項になります。

「財務」については注意喚起ということで、Jリーグが予算進捗、編成等について随時ヒアリングを行う対象として、13クラブに対して特記事項が付されています。

「スタジアム」の5クラブについては、後ほど詳しくご説明いたします。

「制裁免除(トイレ60%ルール)」について、充足率が入場者数の6割を満たしていれば、基準を満たしていなくても制裁を免除されているのがこちらの10クラブです。

「制裁免除(スタジアム新設・改修)」について、先ほどご説明したモンテディオ山形は、スタジアムの新設によって基準を満たすことになるため、制裁を免除しています。

「制裁免除(人事体制)」は、先ほどご説明した3つの役職(テクニカルダイレクター、ゴールキーパーコーチ、フィットネスコーチ)で、42クラブを制裁免除としています。

「施設基準例外適用(猶予期間)」については、クラブライセンスを交付された13クラブについては、猶予期間を設けています。

2-6. 特記事項



(3) スタジアムに関する特記事項について

- ◆ 秋田、鹿児島、琉球の3クラブは、過去に上位ライセンス取得のため、スタジアム基準で定める、「改修時にすべての観客席への屋根設置」を免除した経緯がある
- ◆ 2023年ライセンス判定では、いずれの地域においても新スタジアム整備に向けた意向が表明された
- ◆ 本年度ライセンス判定では、いずれの地域においても昨年から一定の進捗の確認が認められたことからクラブライセンス交付となった

	秋田	鹿児島	琉球
経緯 および 現状	・ 2019シーズンのクラブライセンス申請において、県・市の新スタジアム整備の意向を受け、ソユースタジアムへの屋根設置が免除され、J2クラブライセンスが交付された ・ しかしながら、その後7年経過している現時点においても、新スタジアム整備に関する基本計画すら策定されておらず、実現が不透明であると言わざるを得ない状況であるが、昨年から一定の進捗が確認できたと判断	・ 2018シーズンのクラブライセンス申請において、県・市の新スタジアム整備の意向を受け、白波スタジアムへの屋根設置が免除され、J2クラブライセンスが交付された ・ しかしながら、その後8年経過している現時点においても、新スタジアム整備に関する基本計画すら策定されておらず、実現が不透明であると言わざるを得ない状況であるが、昨年から一定の進捗が確認できたと判断	・ 2018シーズンのクラブライセンス申請において、県からの新スタジアム整備の意向を受け、沖縄県総合運動公園陸上競技場への屋根設置が免除され、J2クラブライセンスが交付された ・ しかしながら、その後8年経過している現時点においても、新スタジアム整備に関する大きな進展は確認できていない状況であるが、昨年から一定の進捗が確認できたと判断

JLEAGUE

20

状況がクラブによって異なるので、分けてご説明いたします。

ブラウブリッツ秋田、鹿児島ユナイテッドFC、FC琉球の3クラブは、過去に上位のライセンスを取得するために、スタジアム基準に「すべての観客席への屋根の設置」を免除した経緯があるクラブです。新しいスタジアムの構想があり、屋根の設置と新しいスタジアムの二重投資となってしまうため、屋根の設置を免除した経緯があります。

それぞれ年次は異なりますが、7、8年経っているなかで、基本計画すら整備されておらず、近年の進捗状況をクラブライセンスの審査のうえで厳しく確認しています。

3クラブともにそれぞれ状況は異なりますが、今回の判定に関してはそれぞれの地域で一定の進捗が確認できたことが判断され、クラブライセンスを交付することとなりました。特記事項として、状況を確認するということが付加されています。

2-6. 特記事項



(3) スタジアムに関する特記事項について

- ◆ いわき、相模原の2クラブは、過去に例外規定2を用いてJ2に昇格しており、スタジアム整備に向けた猶予期間のカウントがスタートしている。
- ◆ いずれも、2025年6月末が、新スタジアムの具体的な整備計画（場所、予算、整備主体を明記）の提出期限となっており、両クラブより整備計画が提出された。

	いわき	相模原
経緯	2023シーズンにJ2昇格 2025年6月末に計画を提出	2021シーズンにJ2昇格 2023年6月が計画の提出期限であったが、コロナ禍の影響を踏まえて延長され、2025年6月末に計画を提出
評価	- 場所、予算、整備内容の備わった具体的な整備計画が提出されたと評価され、例外適用が継続されることとなった - 今後、2027年11月末までに工事完了し、供用開始が行われなければならない（ただし、例外規定1の併用が認められた場合は、2031/32シーズンの開幕前日まで期限が延長される）	- 現時点では、計画の実現可能性について十分な確度を持っているとは言えない状況である、と評価された - しかし、現計画に関するステークホルダーへのヒアリング結果や、これまでの相模原市とのコミュニケーションの経緯等を総合的に考慮し、例外適用を継続し、「具体的な計画」の提出期限を1年延期することとなった

< J1・J2クラブライセンス交付規則運用細則施設基準 1.01より抜粋 >
「なお、想定外の事象が発生し、やむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する」

JLEAGUE

21

いわきFC、SC相模原の2クラブについては、例外規定(昇格した時点からスタジアムの整備を進めていただく)を用いて上位のライセンスが交付されるルールです。過去にこのスタジアムの例外規定を用いてJ2に昇格した2クラブです。いわてグルージャ盛岡も同じ例外規定を適用してJ2に昇格していましたが、現在はJFL所属のクラブとなりますので、判定の対象外となります。

いわき、相模原、ともに今年の6月末が新スタジアムの具体的な整備計画を提出する期限となっており、その確認が行われました。

いわきについては、スタジアムの場所、予算、整備内容を定めるルールとなっていますが、これらが具体的に検討できていると評価され、例外適用の継続となりました。次のマイルストーンとして、2027年の11月末までに工事が完了し、供用開始が行われなければならないとしています。例外適用1のスタジアムの着工が始まっていれば3年延長されるというルールが認められた場合は、2031/32シーズンの開幕日まで期限が延長されます。

相模原については、現時点で計画の実現可能性は十分な確度合いではないと評価をされました。しかし、海老名駅周辺で進められているプロジェクトの関係者にJリーグでヒアリングを行い、またもとと相模原駅の北側の米軍相模総合補給廠にスタジアムを整備する案を持っていましたが、相模原市の街づくり計画からこの案が外れてしまったので、並行して進めていた海老名のプロジェクトを進めている事情も考慮の上、例外適用を継続して「具体的な計画」の提出期限を1年延長することとなりました。

想定外の事象が発生した場合は理事会にて判断するとしています。例えば、例外適用を定めた際も、スタジアム着工のスケジュールを定めていただいているのですが、とてもアクセスのよい場所にスタジアムを建設できる可能性があるにもかかわらず、Jリーグのスケジュールを重視するあまりあきらめる

ことがあると本末転倒になるということが制度を設計するタイミングでも理事会で議論されました。
そのため、想定外の事象については理事会で判断するとしています。今回の相模原の判定についても、制度主旨に沿った判断となっています。

例外規定の内容①



「競技の公平性」を向上させ、「基準充足」のためだけではなく最適な整備計画を検討でき、「理想のスタジアム」の整備が促進される2つの例外規定を制定した。

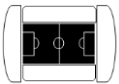
1. 競技の公平性



2. 基準充足に向けた投資



3. 理想のスタジアム



以下の要件を満たしていれば、例外を認め上位のライセンスを取得可能とする

【例外規定 1】

- 以下の要件を満たす**工事が着工されていれば**、基準を充足しているものと判断する
- ✓ 申請から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕までに完成するスケジュールであること
 - ✓ 工事期間中も試合開催に支障をきたさないと理事会が認めること

【例外規定 2】

- 「理想のスタジアム」の4要件を満たすスタジアムの整備であれば、完成まで**5年間の猶予期間**を設け、基準を充足しているものと判断する
- ✓ 昇格後**3年以内に到来する最終のライセンス申請時に**、場所・予算・整備内容を備えた**具体的なスタジアム整備計画を提出**すること
 - ✓ 5年以内に工事が着工されていれば、例外規定 1 との組み合わせも可能

【注】上記いずれの例外規定であっても、猶予期間を設定できない**照明・諸室については、従前どおりシーズン開幕までに整備する必要がある**（猶予が可能な項目は、「入場可能数」および「大型映像装置」のみ）

※上記例外規定設置に伴い、**トレーニング施設基準**に関しても、内容は変更せずに**猶予期間3年**を設けた

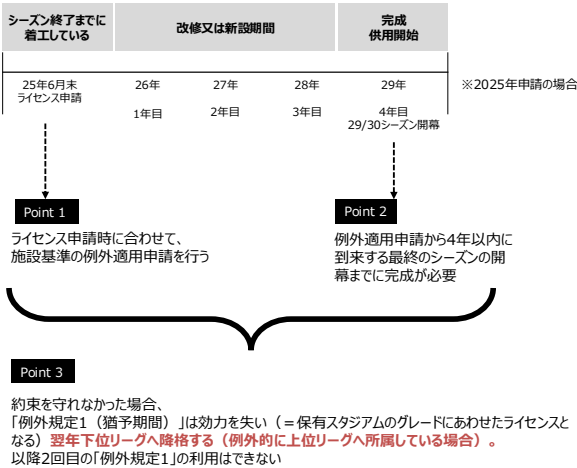
JLEAGUE

23

例外規定の内容②



例外規定 1 の猶予期間の考え方は以下のとおり。



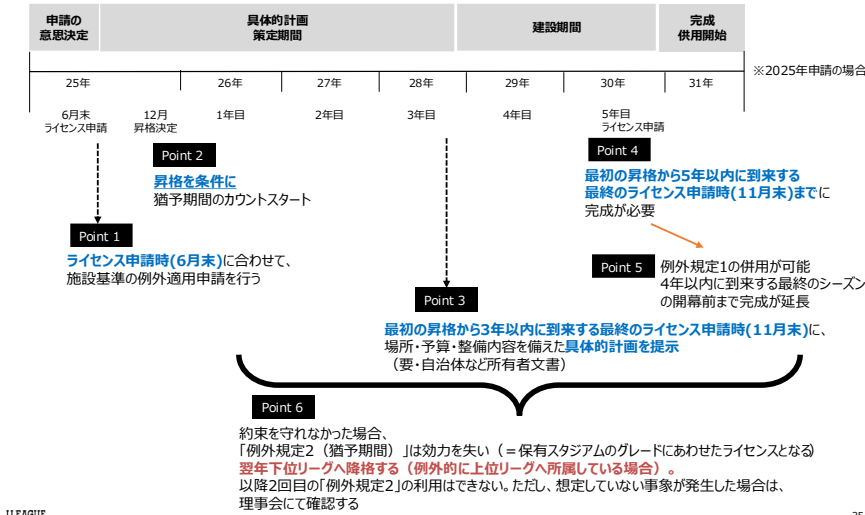
JLEAGUE

24

例外規定の内容③



例外規定2の猶予期間の考え方は以下のとおり。



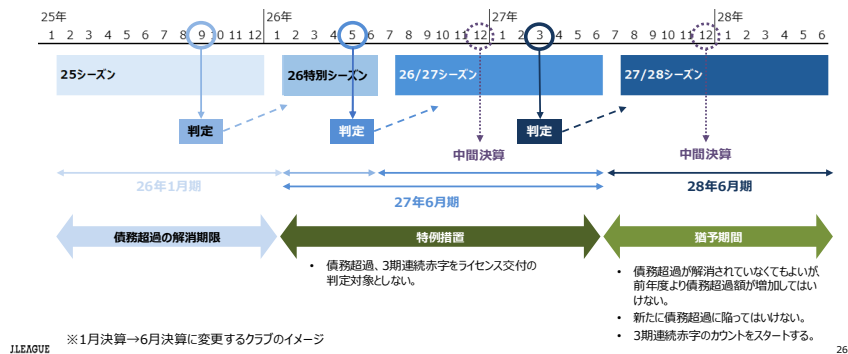
スタジアムにおいては、①新スタジアムの建設が着工していれば猶予する、②昇格してからスタジアムの整備をするというルールになっています。

今後の財務基準



今後の財務基準

- ◆ 2025年度の財務基準は、2025年度決算(2026年1月期)を期限として債務超過が解消されていなければならない。(シーズン移行にあわせて、2026年6月までの17ヶ月決算とする場合は、2026年1月での債務超過解消は猶予する。)
- ◆ 2026特別シーズン、2026/27シーズンに係る決算期においては、決算期や各種契約タイミングの変更などシーズン移行が財務状況に与えるインパクトが大きいと思われるため、特例措置として、債務超過、3期連続赤字をライセンス交付の判定対象としないこととする。
- ◆ その後、1年間の猶予期間を踏まえて、2028/29シーズンの決算(2029年6月期)より元の基準に戻すこととする。



今後の財務基準ですが、先日社員総会で、2026/27 シーズンに向けたクラブライセンス交付のスケジュールを決議しました。今回シーズンが動くことに合わせて、クラブの決算期を変更するクラブがほとんどです。決算期の変更の仕方としては、特別シーズンに合わせて5か月、1年半の17か月の決算を一度行って変更するクラブなど様々ですが、半期の決算の際に移行に伴う影響で、形

式手に赤字や債務超過になるクラブが発生すること考えられますので、2026/27 シーズンの特例措置ということで、債務超過、3 期連続赤字を判定の対象としないという運用とすることを決めています。

その翌年は、1 年間は債務超過が解消しなくても良いのですが、前年度よりその金額が増えてはいけない、また新たに債務超過になってはいけないこと、また 3 期連続赤字についてはこの期を 1 期として再度カウントするとし、翌年からは元の制度にすることになります。

2. 2026 シーズンJ3ライセンス判定結果について(新たにJ3入会を希望するクラブの判定)

<https://aboutj.league.jp/corporate/pressrelease/article/15679>

本日開催した理事会で、2026 特別シーズン(2026 年 1 月から同年 6 月に特別シーズンとして設定する期間)J3クラブライセンスの申請があったクラブに関する判定結果について、以下の 7 クラブにJ3ライセンスの交付が決定いたしました。

J3に所属している高知ユナイテッドSCはJ2クラブライセンス不交付と判断されたため、J3ライセンス審査の対象となりました。Y. S. C. C. 横浜は財務、アトレチコ鈴鹿は施設の状況で確認が必要ということになり、継続審議となりました。

■判定結果 J3クラブライセンス交付対象クラブ

ラインメール青森、いわてグルージャ盛岡、クリアソン新宿、ヴィアティン三重、レイラック滋賀、高知ユナイテッドSC、ウェルスバ大分

【質疑応答】

Q: 例外規定の具体的なスタジアム整備計画を提出するところの「場所・予算・整備内容を備えた…」について、ニュースでも度々報道されていますが、資材の高騰や人員確保などで、計画を出していても、すごく遅れたり、あるいは取り消しになったりというケースが出ている気がするのですが、そこらへんはどのように判断するのでしょうか。

A: 大城 経営基盤本部 本部長

今回、計画の提出の対象となった 2 クラブ、いわきFCとSC相模原については、計画段階で当然、資材高騰の影響は受けていると思いますが、計画が出せないという状況ではありませんでしたので、今回それを反映した判定にはなってはいません。相模原については、相模原駅の周辺の事情を考慮して、今回こういった判定になりました。当然、ご指摘のとおり、色々な外部環境の大きな変化もある中で、基本的には(スケジュールを)守っていただかないといけないのですが、大きな外部環境の変化があれば、そこを反映した形で柔軟な判断を行っていくことになると思います。

Q: J3のクラブライセンスで、継続審議が2チームあるのですが、継続審議というのはよくあることなのかと、どのタイミングでどのように判定結果がでるのか、また、継続審議の理由などもしあれば教えていただければと思います。

A: 大城 経営基盤本部 本部長

継続審議については、毎年必ずあるというわけではありませんが、過去にも事例はあり、ものすごく珍しいことではありません。審査のプロセスとしては、来月10月の理事会で再度判定を行うことになります。何故継続審議になったかについては、審査内容に関することなので詳細はお伝えできませんが、Y. S. C. C. 横浜については財務の状況、アトレチコ鈴鹿に関しては、施設の状況で追加の確認が必要という判断になりました。

Q: 来年の特別大会においては昇降格がないと思いますが、今回のライセンスの対象が特別大会、いわゆる半年間分だけの交付となっているのは、こういった理由があるかを伺ってもよろしいでしょうか。

A: 大城 経営基盤本部 本部長

昇降格はありませんが、クラブライセンスの判定は基本的にシーズン単位で行うことにしています。不交付になったクラブについては、取り扱いは別途議論されることになり、昇降格はないとしても、そのままクラブライセンスが維持されるという制度にはなっていません。組織状況や財務状況はシーズンごとに確認いたします。今年に関しては、2025年9月に特別シーズン向けに判定を行い、2026/27シーズンについては来年5月に判定を行います。